

逗子市国民健康保険条例の改正並びに国民健康保険料の改定に対するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 平成29年10月2日(月)～11月1日(水)

2. 意見の数 4件

3. 意見提出人数 1人(郵送1人、FAX0人、メール0人、持参0人 / 個人1人、団体0件)

4. 意見内容の概要

区分	件数
改正案の概要に関すること	1件
改正案の賛否に関すること	0件
改正案の応能・応益割合に関すること	1件
改正案の軽減割合に関すること	0件
国民健康保険事業の財政運営状況に関すること	1件
保険料変更後の試算結果に関すること	0件
実施時期等に関すること	0件
感想・要望等	1件
合計	4件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	1件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	2件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	0件
	合計	4件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
改正案の概要に関すること(1件)	1	資料に「平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となること(都道府県単位化)が決定しており、…」と記載されているが、責任主体である神奈川県が示されていない。すなわち、本当に逗子市が改定する内容で県の条件を満たしているのかわからない。	□	1件	今回の改正内容につきましては、県の運営方針も考慮し、作成しています。県の運営方針につきましては県のホームページに掲載されています。(URL: http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p1173953.html)
改正案の応能・応益割合に関すること(1件)	2	資料に記載の「本市だけが異なる応能・応益割合及び軽減割合」とは何を示すのか、具体的な文書と数値が示されていない。神奈川県ホームページの「神奈川県の人口と世帯」内で公表されている「市町村別人口」の一覧で示された各市町村と逗子市とでどれだけ異なるのか、一覧表を作成し、公表してください。	▲	1件	資料2-1に逗子市の応能・応益割合を示しています。また、同資料内で県内各市の応能・応益割合の範囲も示しており、県内各市との差を確認していただけますので、個別の公表は行いません。
国民健康保険事業の財政運営状況に関すること(1件)	3	資料に「今後は都道府県単位化により県で策定される運営方針に基づき、決算補填に係る法定外繰入金は計画的、段階的に削減が求められます。」と記載されているが、逗子市としてどのような方法で、どのような時点の判断で行うのか、明示されていない。平成30年度から平成33年度までの決算補填に係る法定外繰入金の計画的、段階的削減に関する資料を作成し、公表してください。	▲	1件	平成29年10月に公表した「財政対策プログラム」に掲載しており、市のホームページで確認することができます。(URL: http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/zaisei/p09539.html)
感想・要望等(1件)	4	資料1-1から資料4-4までの内容が非常に難しい。経営企画部企画課広聴広報課とのレビューを行い、一般市民が理解しやすい内容に改訂することを検討願います。	■	1件	ご意見ありがとうございます。今後のパブリックコメント資料作成の際には、理解しやすい資料となるよう努めます。
合計				4件	